

令和 8 年 8 月 2 7 日
京都市行財政局防災危機管理室
(担当：村松・岡田 222-3210)

「令和 8 年度京都市総合防災訓練」企画運営業務に関する事業者の公募について
(プロポーザル説明書)

「令和 8 年度京都市総合防災訓練」企画運営業務（以下「本業務」という。）の受託候補を選定するため、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行うので、次のとおり提案を募集する。

1 委託業務の内容

【別紙 1】「令和 8 年度京都市総合防災訓練」企画運営業務の企画提案に関する仕様書のとおり

2 契約上限額

金 5, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）

3 参加資格要件

本業務に応募する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 京都市契約事務規則第 2 2 条第 2 項に規定する指名競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 京都市競争入札等取扱要綱第 2 9 条第 1 項の規定に基づく、競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 団体もしくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 代表、役員又はその使用人が刑法第 9 6 条の 6 又は第 1 9 8 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (5) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者でないこと。

4 応募手続等

プロポーザルに応募する者は、次のとおり、企画提案書及び見積書を持参又は郵送により提出すること。（提出先は、後記「10 問合せ先及び提出先」のとおり）

(1) 企画提案書等の提出

【別紙２】「令和８年度京都市総合防災訓練」企画運営業務に関する企画提案書作成要領に基づき、次の書類を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書

(イ) 見積書

イ 提出部数

別紙２のとおり

ウ 提出期限

令和８年９月９日（水）１７時００分 必着

(2) その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 応募手続きの過程において、次の事項の一つに該当するものは、失格とする場合がある。

(ア) 提出書類の提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

(オ) 仕様書の要件を満たしていないもの

ウ 制約事項

(ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(イ) 提出書類は、受託候補者の選定以外には使用しない。

(ウ) 提出書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

(エ) 提出期限後の提出書類の差替え及び再提出は、一切受け付けない。

(オ) 提出書類は、全て返却しない。

(カ) 提出書類の内容に関して、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

その場合は、日時及び場所を別途連絡する。

5 本件に対する質問期限及び回答

(1) 質問期限

令和８年９月２日（水）１７時００分 必着

(※ 質問期限後の質問は一切受け付けない)

(2) 質問方法

京都市行財政局防災危機管理室（担当：村松、岡田）に電子メール（bosai@city.kyoto.lg.jp）で問合せることとし（様式は任意とする。）面談又は電話での質問は一切受け付けない。

(3) 回答日及び回答方法

令和 8 年 9 月 7 日（月）に、質問事項及びその回答を京都市情報館において公開する。

6 企画提案に関する審査

(1) 審査方法

事業者の提出した企画提案書等について、選定委員による書類審査を行う。

(2) 実施時期

企画提案書の提出後、3 営業日以内

(3) 審査結果の通知

すべての事業者に対して書面をもって通知する。（令和 8 年 9 月 1 6 日（水）に発送予定）

なお、審査結果については令和 9 年 3 月 3 1 日までの間、京都市情報館においても公開することとする。

7 受託候補者の選定に関する審査基準

【別紙 3】「提案内容審査要領」のとおりとする。

8 業務委託契約の締結に関する協議

選定した受託候補者と協議し、契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者との協議の結果、契約内容が合意に至らなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。以後、同様とする。

9 契約に関する基本的事項

受託候補者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約内容

契約内容は、企画提案書の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約金額

契約金額は、応募手続き時に受託候補者が提示した見積額を基本とする。ただし、契約内容に関する協議において、本市が受託候補者からの企画提案内容以上の業務を求めた場合はその限りではない。

(3) 契約期間

契約の期間は、契約締結日から令和 8 年 1 2 月 2 5 日（金）までとする。

(4) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が承認した場合はその限りでない。

(5) 契約保証金

免除する。

(6) 委託料の支払

受託者から業務完了報告書を受領した後に、受託者の請求により業務委託契約締結時に示した金額、契約変更を行った場合は、変更後の金額を支払う。

10 問合せ先及び提出先

京都市行財政局防災危機管理室（担当：村松、岡田）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎4階

電 話：075-222-3210 FAX：075-212-6790

メール：bosai@city.kyoto.lg.jp